

2 暴力団犯罪の検挙状況

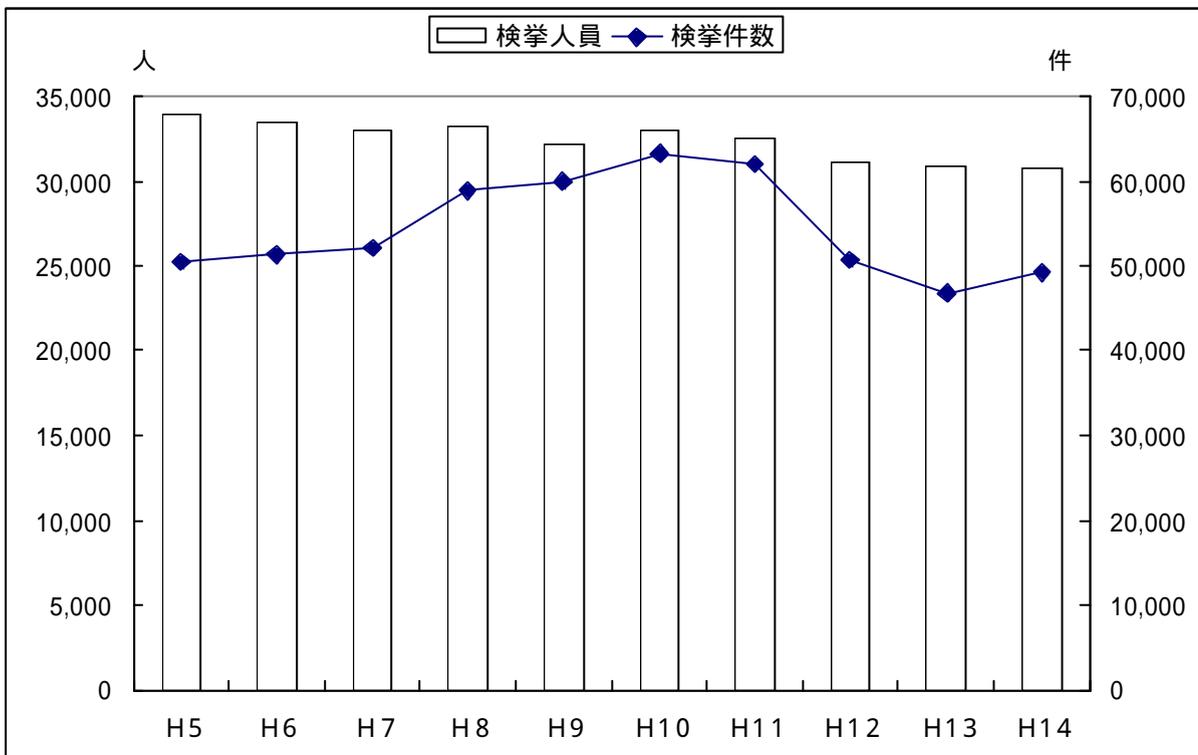
(1) 全般的検挙状況

平成14年の暴力団構成員等の検挙件数は4万9,217件で、11年以降減少傾向にあったが、4年ぶりに増加に転じた(図表2-3、4)。

平成14年の暴力団構成員等の検挙人員は3万824人、このうち構成員の検挙人員は9,907人で、両者共にこの3年間はほぼ横ばいの状態となっている(図表2-3、5、6)。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別に見ると、刑法犯は2万405人、特別法犯は1万419人であり、また、罪種別に見ると、覚せい剤取締法違反が6,699人(構成比21.7%)と最も多く、次いで傷害が4,904人(同15.9%)、恐喝が2,954人(同9.6%)、窃盗が2,917人(同9.5%)の順になっている(図表2-5)。

図表2-3 暴力団構成員等の検挙件数・検挙人員の推移



図表2-4 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	
刑	殺人	168件	175	172	170	159	
	強盗	348	381	457	352	382	
	放火	64	86	61	46	51	
	強姦	142	193	162	119	146	
	凶器準備集	8	12	8	11	8	
	暴行	1,046	876	996	997	1,040	
	傷害	3,497	3,294	3,667	3,490	3,560	
	脅迫	402	402	482	480	477	
	恐喝	2,122	1,901	2,265	2,209	2,221	
	窃盗	28,931	27,087	18,910	16,218	19,607	
	詐欺	6,245	6,913	4,642	3,758	3,835	
	横領	160	102	108	144	116	
	文書偽造	1,548	1,539	1,086	924	951	
	賭博	350	222	176	228	238	
	わいせつ物頒布等	108	86	81	73	40	
	公務執行妨害	365	370	442	444	492	
	うち競売等妨害	47	49	43	30	37	
	犯	犯人蔵匿	58	47	43	49	72
		証人威迫	4	3	7	11	5
		逮捕監禁	185	178	213	205	225
信用毀損・威力業務妨害		50	50	63	74	47	
器物損壊		746	598	679	648	789	
暴力行為		52	40	38	38	27	
その他刑法犯		884	817	775	943	1,326	
刑法犯合計		47,483	45,372	35,533	31,631	35,814	
特 別 法 犯		出入国管理・難民認定法	135	190	37	55	56
		軽犯罪法	190	168	212	356	285
	めいてい者規制法	5	10	4	8	5	
	迷惑防止条例	194	220	189	258	194	
	暴力団対策法	9	11	3	8	13	
	自転車競合法	126	85	118	81	68	
	競馬法	181	117	61	34	37	
	モーターボート競走法	48	72	37	37	25	
	小型自動車競走法	6	0	2	1	0	
	風営適正化法	217	208	166	195	237	
	青少年保護育成条例	441	618	162	170	157	
	売春防止法	1,172	1,234	1,063	1,207	316	
	児童福祉法	281	293	134	167	155	
	出資法	113	86	67	71	69	
	貸金業規制法	79	64	45	65	87	
	宅地建物取引業法	4	1	0	2	2	
	建設業法	31	13	11	6	9	
	銃刀法	1,145	1,045	899	862	791	
	火薬類取締法	41	29	19	19	23	
	麻薬等取締法	102	94	97	102	149	
	あへん法	6	9	7	2	9	
	大麻取締法	562	458	457	615	668	
	覚せい剤取締法	9,548	10,514	10,534	9,927	9,206	
	毒劇物法	383	343	323	275	183	
	廃棄物処理法	174	157	105	182	201	
	労働基準法	40	10	18	14	5	
	職業安定法	175	122	64	49	33	
	健康保険法	2	2	0	3	1	
	労働者派遣事業法	22	12	6	3	7	
	旅券法	33	33	17	7	13	
麻薬等特例法	22	30	15	16	54		
その他の特別法犯	324	315	245	340	345		
特別法犯合計	15,811	16,563	15,117	15,137	13,403		
総計	63,294	61,935	50,650	46,768	49,217		

図表 2 - 5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	
刑 法 犯	殺人	257人	305	305	294	299	
	強盗	546	638	596	651	652	
	放火	49	58	60	48	77	
	強姦	194	185	201	163	180	
	凶器準備集合	32	43	61	79	109	
	暴行	1,285	1,087	1,185	1,222	1,231	
	傷害	4,882	4,618	5,021	4,838	4,904	
	脅迫	534	516	591	613	606	
	恐喝	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	
	窃盗	3,058	3,001	2,623	2,757	2,917	
	詐欺	1,622	1,880	1,556	1,723	1,695	
	横領	136	104	113	107	117	
	文書偽造	353	378	355	293	462	
	賭博	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	
	わいせつ物頒布等	142	134	126	112	62	
	公務執行妨害	382	436	466	462	493	
	うち競売等妨害	93	130	110	78	80	
	犯人蔵匿	86	71	69	60	99	
	犯	証人威迫	8	3	11	15	6
		逮捕監禁	364	362	412	474	471
信用毀損・威力業務妨害		102	90	119	108	86	
器物損壊		517	499	573	515	641	
暴力行爲		74	66	78	46	59	
その他刑法犯		659	673	693	762	911	
刑法犯合計		20,207	19,611	19,668	19,650	20,405	
特 別 法 犯		出入国管理・難民認定法	131	101	27	48	40
		軽犯罪法	204	163	211	353	282
		めいてい者規制法	5	10	4	7	7
	迷惑防止条例	203	222	195	272	208	
	暴力団対策法	14	12	3	8	14	
	自転車競技法	672	351	338	201	132	
	競馬法	761	676	270	174	151	
	モーターボート競走法	138	229	127	114	88	
	小型自動車競走法	6	0	1	5	0	
	風営適正化法	222	220	201	231	313	
	青少年保護育成条例	237	303	116	111	93	
	売春防止法	306	283	253	296	253	
	児童福祉法	177	187	118	122	148	
	出資法	60	80	57	76	68	
	貸金業規制法	56	56	41	64	52	
	宅地建物取引業法	0	2	0	2	5	
	建設業法	49	24	17	19	20	
	銃刀法	950	839	711	650	588	
	火薬類取締法	6	7	3	4	8	
	麻薬等取締法	43	29	26	35	44	
	あへん法	2	4	1	1	8	
	大麻取締法	297	252	242	325	381	
	覚せい剤取締法	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	
	毒劇物法	348	295	260	242	190	
	廃棄物処理法	248	184	121	204	225	
	労働基準法	31	10	13	15	6	
	職業安定法	85	70	67	51	36	
健康保険法	3	1	0	5	1		
労働者派遣事業法	31	17	5	3	11		
旅券法	33	46	10	8	8		
麻薬等特例法	11	12	10	11	40		
その他の特別法犯	256	282	218	312	300		
特別法犯合計	12,778	12,900	11,386	11,267	10,419		
総計	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824		

図表 2 - 6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

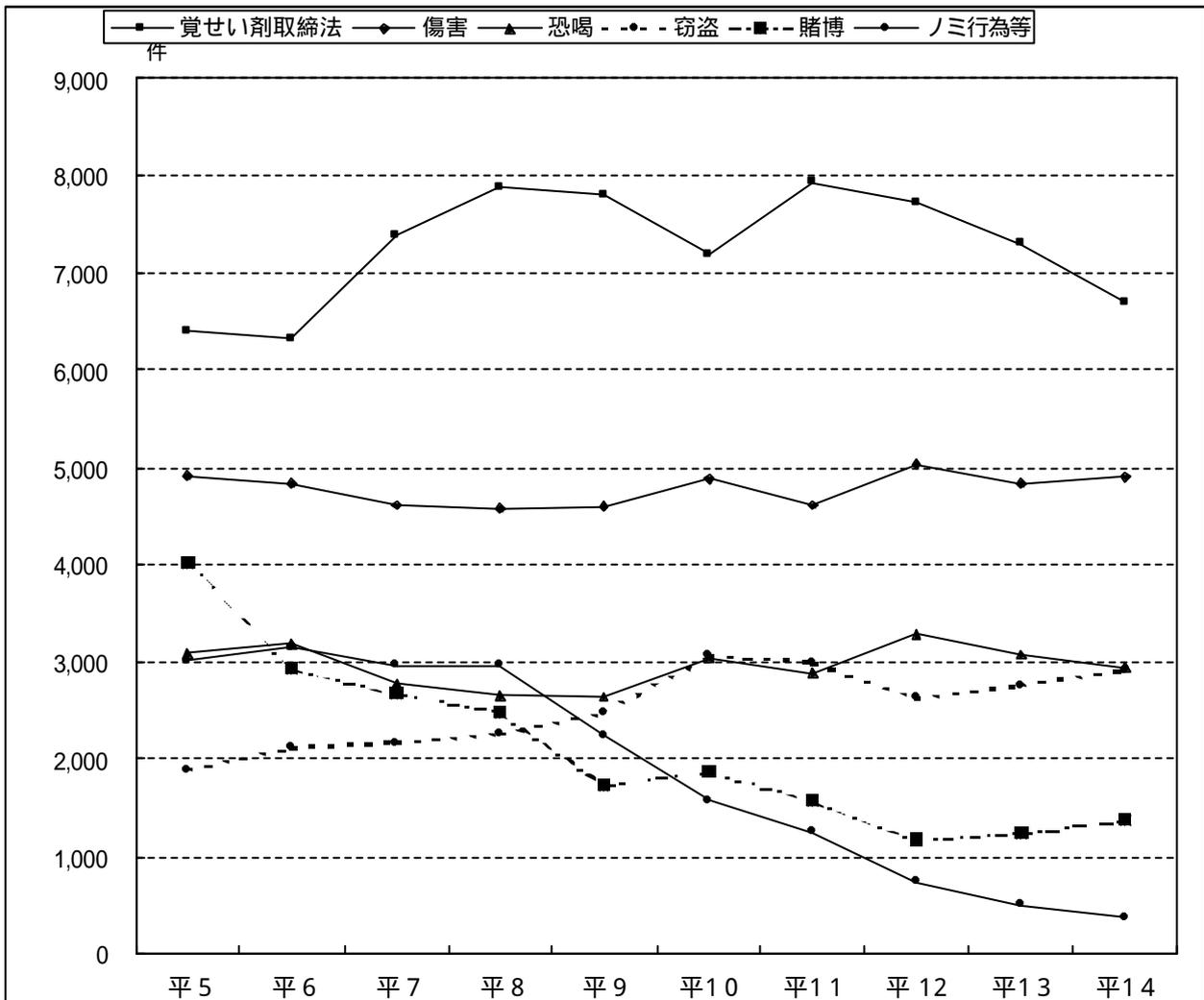
年次		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
刑 法 犯	殺人	114人	150	152	152	151
	強盗	139	187	148	172	177
	放火	9	16	20	9	18
	強姦	33	33	33	42	46
	凶器準備集	10	17	43	14	10
	暴行	567	496	520	464	466
	傷害	1,850	1,751	1,839	1,741	1,803
	脅迫	284	302	314	299	310
	恐喝	1,368	1,367	1,488	1,398	1,325
	窃盗	729	690	638	665	688
	詐欺	541	527	436	502	465
	横領	42	26	37	32	29
	文書偽造	129	142	115	118	136
	賭博	238	188	131	118	117
	わいせつ物頒布等	19	23	21	10	8
	公務執行妨害	121	159	149	138	144
	うち競売等妨害	31	56	47	22	32
	犯人蔵匿	40	40	32	22	52
	証人威迫	6	1	9	11	2
	逮捕監禁	176	185	187	281	222
信用毀損・威力業務妨害	47	43	50	45	37	
器物損壊	201	179	205	176	244	
暴力行為	52	27	39	26	34	
その他刑法犯	250	245	232	274	306	
刑法犯合計	6,965	6,794	6,838	6,709	6,790	
特 別 法 犯	出入国管理・難民認定法	29	31	5	11	8
	軽犯罪法	69	84	80	89	88
	めいてい者規制法	1	6	0	3	4
	迷惑防止条例	156	178	144	210	172
	暴力団対策法	13	9	3	8	14
	自転車競技法	92	80	63	58	52
	競馬法	116	86	49	24	29
	モーターボート競走法	28	40	30	25	20
	小型自動車競走法	1	0	1	0	0
	風営適正化法	26	24	38	18	31
	青少年保護育成条例	84	98	46	35	39
	売春防止法	26	51	27	36	23
	児童福祉法	64	60	55	51	72
	出資法	25	17	26	31	25
	貸金業規制法	33	38	22	20	23
	宅地建物取引業法	0	0	0	0	4
	建設業法	7	8	4	4	3
	銃刀法	471	459	362	316	295
	火薬類取締法	2	3	2	2	6
	麻薬等取締法	15	9	5	6	11
	あへん法	1	0	0	0	0
	大麻取締法	73	55	64	72	55
	覚せい剤取締法	2,028	2,225	2,122	1,949	1,896
	毒劇物法	97	73	63	73	46
	廃棄物処理法	36	43	28	47	63
	労働基準法	4	4	5	8	2
	職業安定法	23	16	24	14	15
健康保険法	0	0	0	3	0	
労働者派遣事業法	14	10	3	1	6	
旅券法	19	25	8	4	5	
麻薬等特例法	9	6	2	5	18	
その他の特別法犯	88	52	70	61	92	
特別法犯合計	3,650	3,790	3,351	3,184	3,117	
総計	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	

(2) 検挙人員から見た罪種別傾向

平成14年の暴力団構成員等の検挙人員については、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、傷害、恐喝、窃盗の順となっているが、最近5年間はほぼ同じ傾向にある。

一方、伝統的資金獲得犯罪（覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等）の検挙人員は年々減少する傾向にあり、特に賭博及びノミ行為等は、10年前と比べて、それぞれ約3分の1、約8分の1に減少している（図表2-7）。

図表2-7 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移



年次	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14
覚せい剤取締法	6,401	6,328	7,375	7,883	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699
傷害	4,914	4,833	4,606	4,581	4,589	4,882	4,618	5,021	4,838	4,904
恐喝	3,089	3,192	2,766	2,666	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954
窃盗	1,891	2,119	2,164	2,262	2,488	3,062	3,001	2,623	2,757	2,917
賭博	4,026	2,925	2,681	2,482	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374
ノミ行為等	3,008	3,150	2,964	2,962	2,235	1,577	1,256	736	494	371

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

(3) 山口組、稲川会及び住吉会に係る犯罪の検挙状況

平成14年の山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等の検挙人員は2万4,141人で、総検挙人員の約8割を占めている(図表2-8、9)。

図表2-8 山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
暴力団構成員等の検挙人員	32,985人	32,511	31,054	30,917	30,824
うち山口組	15,903	16,515	15,394	15,354	15,958
うち稲川会	4,601	4,306	4,296	3,888	3,972
うち住吉会	4,131	4,216	4,106	4,570	4,211
3団体合計 ()内は全体に占める割合(%)	24,635 (74.7)	25,037 (77.0)	23,796 (76.6)	23,812 (77.0)	24,141 (78.3)

図表2-9 山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員の検挙人員の推移

年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
暴力団構成員の検挙人員	10,615人	10,584	10,189	9,893	9,907
うち山口組	4,913	4,946	4,914	4,856	5,016
うち稲川会	1,504	1,616	1,409	1,227	1,336
うち住吉会	1,503	1,524	1,464	1,378	1,401
3団体合計 ()内は全体に占める割合(%)	7,920 (74.6)	8,086 (76.4)	7,787 (76.4)	7,461 (75.4)	7,753 (78.3)

上記三団体の中でも、とりわけ活発に勢力拡大を図り、最大の組織である山口組に対して、警察は重点的な取締りを実施しており、その結果、平成14年に山口組の暴力団構成員等の検挙人員が全暴力団のそれに占める割合は51.7%となり、10年前と比べて10ポイント以上増加している(図表2-10)。

図表2-10 暴力団構成員等の検挙人員に占める主要三団体の割合

年次	平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
山口組	38.9%	42.0	43.2	43.6	45.8	48.2	50.8	49.6	49.7	51.7
稲川会	16.7	15.4	13.8	14.4	14.2	13.9	13.2	13.8	12.6	12.8
住吉会	14.1	13.5	13.1	13.1	12.8	12.5	13.0	13.2	14.8	13.6
三団体合計	69.7	70.9	70.2	71.1	72.9	74.7	77.0	76.6	77.0	78.3

(4) 組織的犯罪処罰法の適用状況

平成14年の暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を10件検挙するとともに、犯罪収益等隠匿事件（第10条）を9件、犯罪収益等收受事件（第11条）を6件検挙している（図表2-11）。

図表2-11 組織的犯罪処罰法の適用状況

区 分	年 次	平 12	平 13	平 14
組織的な犯罪の加重処罰（3条）		6件	9	10
組織的な犯罪に係る犯人隠避（7条）		0	1	0
犯罪収益等隠匿（10条）		1	4	9
犯罪収益等收受（11条）		0	2	6
起訴前の没収保全命令（23条）		1	1	0

【事例1】 國粹会傘下組織幹部らによる犯罪収益等收受事件（警視庁）

國粹会傘下組織幹部(51)は、平成13年6月ごろから同年10月ごろまでの間、管理売春で得た現金を含む犯罪収益等である現金合計150万円を、その情を知らず、売春クラブからいわゆる用心棒料として徴収し、犯罪収益等を收受した（2月18日起訴）。

【事例2】 会津小鉄会傘下組織周辺者による野球賭博に係る犯罪収益等隠匿事件（京都）

会津小鉄会傘下組織周辺者(58)は、情を知らない知人に口座を開設させ、平成13年7月から本年4月までの間、前後56回にわたり、7名の賭客をして、平成13年度プロ野球公式戦等に関する野球賭博を開張して取得した現金を、前記知人名義の口座に振込入金させて、合計5,710万4,700円の犯罪収益の取得につき事実を偽装した（8月6日起訴）。

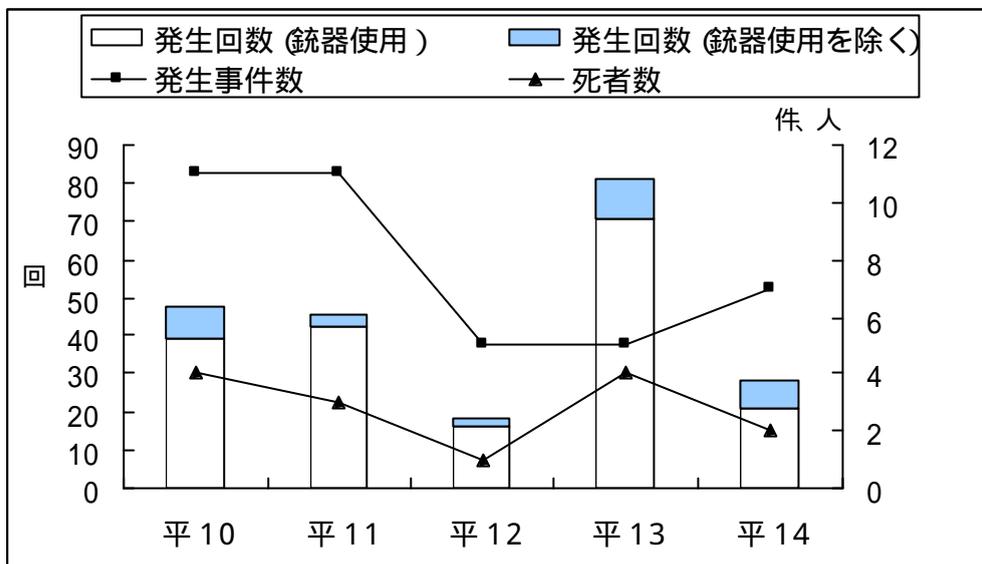
【事例3】 稲川会傘下組織幹部らによる恐喝未遂等事件（静岡）

稲川会傘下組織幹部(35)らは、団体のみかじめ料徴収に係る縄張を確保して団体の不正権益を維持する目的で、8月、静岡県下の海の家において、店長からみかじめ料名下に金員を喝取しようとして、「付き合って欲しい。付き合いをしてくれないんだったら、来年は店を出させない。」等と語気鋭く要求し、応じなければ同人らに危害を加え、あるいは同店の営業を妨害しかねない氣勢を示して同人を畏怖させ、金員を喝取しようとしたが、同人がこれに応じなかったため、その目的を遂げなかった（10月8日起訴）。

(5) 対立抗争事件の発生状況

平成14年の対立抗争事件数は7件、対立抗争に起因するとみられる不法事案の発生回数は28回である（図表2 - 12参照）。

図表2 - 12 対立抗争事件の発生状況の推移



区 分	年 次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
発 生 事 件 数		11件	11	5	5	7
うち山口組関与事件数		9件	6	4	1	5
発 生 回 数		48回	46	18	81	28
うち銃器使用回数		39回	42	16	71	21
使 用 率 (%)		81.3%	91.3	88.9	87.7	75.0
死 者 数		4人	3	1	4	2
うち暴力団構成員等以外の一般人の被害者		0人	0	0	0	0
負 傷 者 数		20人	12	9	15	14
うち暴力団構成員等以外の一般人の被害者		1人	0	0	1	0

【事例1】山口組対稲川会の対立抗争事件（神奈川）

4月23日、神奈川県下において山口組傘下組織組員らと稲川会傘下組織組員らの乱闘事案が発生し、その後、同日未明に山口組傘下組織事務所前に押し掛けた稲川会傘下組織組員が射殺されるなど、山口組対稲川会の対立抗争に関連するとみられる発砲事案等が3回発生した（10月29日までに殺人、銃刀法違反等で17名を検挙、けん銃1丁を押収）。

【事例2】山口組対松葉会の対立抗争事件（茨城）

9月11日、茨城県下において山口組傘下組織事務所前に駐車中の同組織幹部使用車両の窓ガラスが損壊される事案が発生し、その後、茨城県内の松葉会傘下組織事務所にけん銃が撃ち込まれるなど、山口組対松葉会の対立抗争に関連するとみられる発砲事件が3回発生した（捜査中）。

ア 銃器発砲事件数

平成14年の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生回数は112回で、これらの銃器発砲事件により18人が死亡、20人が負傷している（図2 - 13参照）。

図表2 - 13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
銃器発砲回数	134回	133	92	178	112
うち対立抗争によるもの	39回	42	16	71	21
死者数	13人	22	17	24	18
負傷者数	28人	20	24	20	20

【事例1】山口組傘下組織組員によるファミリーレストランにおけるけん銃使用殺人事件（山口）
山口組傘下組織組員(22)は、山口県下所在のファミリーレストラン店内において、元山口組傘下組織組長であった男性に対しけん銃5発を発砲し、射殺した（8月7日検挙）。

【事例2】山口組傘下組織組長らによる東京駅付近に所在するホテル前路上におけるけん銃使用殺人事件（警視庁）
山口組傘下組織A組々長(50)らは、東京駅付近所在のホテル前路上において、同じく山口組の傘下組織であるB組々長らに対しけん銃数発を発砲して、同組長を射殺し、B組々員に重傷を負わせた（11月25日検挙）。

イ けん銃押収丁数

平成14年の暴力団構成員等からのけん銃押収丁数は327丁であった（図表2 - 14参照）。

図表2 - 14 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
押収けん銃総数	576丁 (100.0)	580 (100.0)	564 (100.0)	591 (100.0)	327 (100.0)
真正銃	494 (85.8)	491 (84.7)	525 (93.1)	563 (95.3)	301 (92.0)
改造銃	82 (14.2)	89 (15.3)	39 (6.9)	28 (4.7)	26 (8.0)

注：（ ）内は押収けん銃総数に占める割合（％）である。

【事例1】稲川会傘下組織幹部らによる銃刀法違反事件（警視庁）
稲川会傘下組織幹部(29)は、2月23日、神奈川県下に居住する消防士方にけん銃等5丁、実包93個を預け、隠匿した（4月6日検挙）。

【事例2】松葉会傘下組織組員による銃刀法違反事件（茨城）
松葉会傘下組織組員(33)は、9月6日、茨城県下に所在する生家の天井裏に、けん銃32丁、実包356個、散弾銃1丁、同実包20個を隠匿した（9月7日検挙）。

(6) 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯

平成14年の暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は75件であり、内容的には、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものが全体の8割強を占めている（図表2-15）。また、金融・不良債権関連事犯全体における暴力団等による事件の割合は4割強であり、この種事犯が、依然として暴力団等の有力な資金獲得活動であることがうかがえる。なお、融資過程における事犯の検挙件数が減少しているが、これは、平成13年3月末で中小企業金融安定化特別保証制度が終了したことが影響したものと推察される。

警察では、従来よりこの種事犯の検挙及び債権回収過程からの暴力団等の排除を推進してきたが、社会問題となっている不良債権処理の動きが加速すれば、この種事犯への暴力団等の介入のおそれが更に高まることから、預金保険機構、整理回収機構、裁判所、金融機関等の関係機関との連携を強めて取締りを強化し、暴力団等の資金源封圧に努めている。

図表2-15 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
区 分					
融 資 過 程	11件	18	19	27	9
債 権 回 収 過 程	74	84	98	74	63
総 計	85	102	117	101	75

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成14年の総計には「その他金融機関の役職員による犯罪」3件を含む。

【事例1】山口組傘下組織関係企業経営者らによる産業廃棄物投棄による競売入札妨害事件（奈良）

山口組傘下組織に関係する不動産業者(42)らは、奈良県下の建設会社に対する債権の保存のため、同社の土地に所有権移転請求権を仮登記していたが、これに優先する根抵当権を設定していた者が競売を申し立てることが予想されたため、平成12年9月から翌年5月までの間、この土地に建築廃材等約670トンを投棄し、容易に原状回復できないようにして、現況調査を担当した執行官にその旨現況調査報告書に記載させるなどし、威力を用いて公の入札の公正を害した（2月6日検挙）。

【事例2】住吉会傘下組織組長らによる強制執行妨害等事件（警視庁）

住吉会傘下組織組長(68)は、連帯保証していた建設会社の債務の弁済を銀行から請求され、また、自らが銀行に対して負っていた債務の最終弁済期限も迫っていたことから、平成12年11月、同人が所有する東京都内の土地について強制執行を免れる目的で、配下組員に売買した旨虚偽の所有権移転登記を行い、さらに平成13年1月、他の土地及び建物についても交友者が役員を務める遊技具製造販売会社に所有権を移転した旨の虚偽の登記を行った（5月10日検挙）。

【事例3】沖縄旭琉会傘下組織幹部らによる経営者振興資金保証制度を悪用した詐欺事件（沖縄）

沖縄旭琉会傘下組織幹部（32）らは、沖縄県経営者振興資金保証制度を悪用し、融資金名下に金員を詐取しようと企て、平成13年8月、実態のない建設会社であるにもかかわらず保証対象となる中小企業である旨の虚偽の申請書類等を金融機関に提出の上、沖縄県保証協会から保証を取り付け、同年9月、沖縄県内の金融機関から3,000万円の融資を受けた（10月3日検挙）。

(7) 企業対象暴力対策の推進状況

平成14年における企業対象暴力事犯の検挙件数は590件であった。また、総会屋、社会運動等標ぼうゴロの検挙件数は576件、検挙人員は912人となっている。

警察では、各都道府県警察に設置された「企業対象暴力特別対策本部」を中心として、暴力団、総会屋等による企業から不正な収益を獲得する活動等に対し、徹底した取締りを推進しており、商法違反事件として、利益供与・受供与事件を2件、利益供与要求事件を3件検挙した。また、相談体制の充実を図り、企業等に対する暴力団、総会屋等との関係遮断に向けた指導及び支援を強化している。

【事例1】会社ゴロらによる商法違反（利益受供与）事件（警視庁）

自称経営コンサルタント業の会社ゴロ(41)らは、平成12年6月開催の大手金属加工機械製造会社の定期株主総会において、他の株主の権利行使に関し、同総会における質問発言等を差し控えさせるなどして議事の円滑な進行に協力する謝礼として、525万円の利益の供与を受けた（2月13日検挙）。

【事例2】総会屋らによる商法違反（利益供与要求）事件（大阪）

総会屋(59)らは、平成6年7月に発生した知人の交通事故の損害賠償請求に関して、大手損害保険会社と示談交渉していたものであるが、同社の株式を取得するなどした上、平成13年8月から同年9月にかけて、同社幹部等に対し、電話や訪問等によって、「東京の総会で社長の退陣と20万円の返却を求め。」などと申し向け、株主権の行使に関して利益の供与を要求した（5月24日検挙）。

【事例3】総会屋による商法違反（利益受供与）事件（警視庁）

総会屋(60)は、信販会社が平成11年11月から本年6月にかけて開催した定時株主総会において、議事の円滑な進行に協力する謝礼として、同社役員などから、平成11年11月ごろから本年9月ごろまでの間、前後35回にわたり、現金2,835万円の利益の供与を受けた（11月16日検挙）。

(8) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

古くからある暴力団の資金獲得犯罪には、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（ノミ行為等）が挙げられる。平成14年のこれらに係る暴力団構成員等の検挙人員は1万1,398人で、総検挙人員の37.0%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は3,439人で、構成員の検挙人員全体の34.7%を占めている（図表2 - 16、17）。

図表2 - 16 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
暴力団構成員等の総検挙人員	32,985人	32,511	31,054	30,917	30,824
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員	13,695	13,653	12,910	12,100	11,398
覚せい剤	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699
恐喝	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954
賭博	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374
ノミ行為等	1,577	1,256	736	494	371

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表2 - 17 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
暴力団構成員の検挙人員	10,615人	10,584	10,189	9,893	9,907
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員	3,871	3,986	3,884	3,572	3,439
覚せい剤	2,028	2,225	2,122	1,949	1,896
恐喝	1,368	1,367	1,488	1,398	1,325
賭博	238	188	131	118	117
ノミ行為等	237	206	143	107	101

【事例】山口組傘下組織組員らによるサイ本引賭博事件（香川）

山口組傘下組織組員(22)らは、平成13年11月17日、高松市内の会社事務所2階において、賭客十数名を集め、俗に「サイ本引」と称する賭博を行い、その際、勝者から寺銭名下に金銭を徴収して利を図った（4月23日検挙）。

イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団の資金獲得活動は時代に応じて変化しており、近年では資金獲得を図るため、暴力団自らが経営に関与する企業等を通じて、又は、暴力団が企業と結託して表の経済社会へ進出し、様々な犯罪を引き起こしている。

【事例1】山口組傘下組織関係企業役員らによる建設業法違反事件(愛知)

山口組傘下組織関係企業役員(62)らは、平成12年3月、同社の業務に関し愛知県知事に対し特定建設業の許可申請をする際、同社において常勤事実のない専任技術者名を記載した虚偽の申請書類を提出するなどして、特定建設業の許可を受けた(5月3日検挙)。

【事例2】浅野組傘下組織関係企業役員らによる公共工事指名競争入札に絡む入札妨害事件(広島)

浅野組傘下組織関係企業役員は、広島県福山市発注の公募型指名競争入札に関し、自己の関係する業者に落札させようと企て、5月、他の業者を呼び出し、「この度の入札は降りてくれ。下請けは確約する。賛同できん者は協会を降りてもらう。」などと申し向け、偽計及び威力を用いて公の入札の公正を害した(10月22日検挙)。

ウ 国際的な活動に係る資金獲得犯罪

暴力団員等は、資金獲得を図るため、国際犯罪組織等と連携して、偽装結婚事件や強窃盗事件等の様々な犯罪を引き起こしている。

【事例】合田一家傘下組織幹部らによる組織的偽装結婚事件(山口、愛媛)

合田一家傘下組織幹部(36)らは、共謀の上、婚姻を偽装して中国人女性の本邦への入国、滞在を容易にすることを企て、山口県下の市役所において、虚偽の婚姻届を提出するなどして、戸籍簿にその旨不実の記載をさせるとともに、これを同所に備え付けさせて行使した(9月3日検挙)。

12月16日までに両県警において、日本側首謀者7名及び中国側斡旋者1名を含む50名を検挙、中国側首謀者1名を指名手配した。